

(様式 1)  
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-2
法令名	森林組合法	根拠条項	10-1		
許認可等	森林組合の信託規程の承認				
<p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号）          (根拠規定)          第 10 条第 1 項          組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)          森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け          29 林第 13 号農林水産部長通知）          1 審査基準          (1) 法第 10 条第 1 項の規定による森林組合の信託規程の承認は、当該森林組合の信託規程          が「森林経営信託規程例」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）          に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められ          る場合に行う。</p> <p>法第 10 条第 2 項          前項の信託規程には、信託事業の実施方法及び信託契約に関して農林水産省令で定める事          項を記載しなければならない。</p> <p>森林組合法施行規則第 2 条第 1 項          法第 10 条第 2 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。          1 事業の実施方法に関する事項          イ 事業の実施地区の範囲          ロ 信託を引き受ける財産の範囲          ハ 信託期間の制限その他信託の引受けの制限に関する事項          ニ 信託事業に係る経理に関する事項          2 信託契約に関する事項          イ 信託契約の締結の手續に関する事項          ロ 信託を引き受けた森林の経営方法に関する事項          ハ 信託財産に係る収益金の受益者に対する支払に関する事項          ニ 信託財産に係る費用の負担及び徴収に関する事項          ホ 信託財産に係る損失の補填に関する事項          ヘ 信託契約の変更に関する事項          ト 信託の終了に関する事項</p> <p>(その他)</p>					